

申 入 書

2025（令和7）年10月27日

〒761-8589

香川県高松市香南町横井 460-1

第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山 口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っている NPO 法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社の以下の URL で表示される利用規約（以下、「本件利用規約」といいます。）には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

(<https://brightage.jp/stc/campaign/lp/tokutei/tokutei.aspx>)

また、貴社販売サイトの申込における最終確認画面（別紙）においても、特定商取引法上問題があるとの判断に至りました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2025（令和7）年12月15日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

記

第1 規約の変更

規約の変更

当社は、利用者への事前通知、承諾なしに本規約を変更できるものとします。

1 申入れの趣旨

本件利用規約から、「規約の変更」との上記項目を削除すること、または、適切な条項に修正することを求めます。

2 申入れの理由

（1）消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申し込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

（2）契約は当事者の合意によって成り立つものであり、民法第521条以

下の規定が当然の前提としており、規約内容を変更する場合にも原則として両当事者の個別的な合意が必要です。

よって、定款約款の変更についても、①定型約款の変更が、消費者一般の利益に適合するとき、あるいは、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに、個別的合意なく変更が認められるものです（民法第548条の4第1項参照）。

また、定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知する必要があります（民法第548条の4第2項参照）。

（3）ところが、本件利用規約は、前記（2）のような限定をすることなく、貴社に一方的な規約の変更権を与えるものです。

よって、本件利用規約は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項です。

また、本条項は、消費者にとって不利益変更となる場合でも、極めて広範な裁量権を貴社に留保する規定であって、消費者が予期しない不利益変更により不足の損害を被る可能性があり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

（4）したがって、本件利用規約は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

第2 免責事項

免責事項

・本規約および利用ガイド等に定める場合を除き、当社の責任に帰すべからざる事由から発生した損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利得、および第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害についてはその責任を負わないものとします。

1 申入れの趣旨

本件利用規約から、「免責事項」との上記項目を削除すること、または、適切な条項に修正することを求めます。

2 申入れの理由

- (1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申し込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。
- (2) 債務不履行を原因とする損害賠償義務の範囲について、民法第416条第1項では、「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする」ことが定められています。同条項は、通常損害の範囲内であれば、逸失利益を除外するものではありません。また、同2項では、「特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。」ことが定められています。
- (3) 貴社利用規約の免責条項は、「逸失利得」について制限なく免責対象

としており、貴社に帰責事由がある場合の逸失利益についても免責対象とされているように見受けられます。

また、貴社利用規約は、特別損害について、「当社の予見の有無にかかわらず」利用者に生じた損害について賠償義務を負わないことを定めており、貴社に帰責事由がある場合の特別損害についても免責対象とされているように見受けられます。

よって、貴社利用規約は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項で、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものです。

(4) したがって、本件利用規約は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

第3 費用負担条項

合意管轄裁判所

・利用者の売買代金不払いその他本規約違反行為によって、損害賠償義務が発生し、その請求回収に当社が弁護士を用いた場合には、弁護士報酬規定に基づく弁護士費用についても利用者の負担とします。

1 申入れの趣旨

本件利用規約の上記合意管轄裁判所に関する条項から、上記利用者に費用負担を求める条項を削除することを求めます。

2 申入れの理由

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申し込み又はその承諾の意思表示をしたとみなす条項そ

の他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

- (2) 契約は、当事者間の合意によって成立するものであるところ、弁護士と貴社との委任契約は、貴社と受任弁護士との間で成立するものであり、消費者と貴社受任弁護士との間には、何の契約も成立しません。

そのため、貴社が、貴社の債権回収のために弁護士に依頼した場合の費用は貴社に発生するものであり、消費者が費用負担すべき理由はありません。

確かに、最高裁判所の判例において、不法行為等を原因とする損害賠償請求の際に弁護士費用の一部を請求することができると判断された事例がありますが、これは、弁護士費用の一部が不法行為と因果関係のある損害であると認められたためであると考えられます。他方、金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定めることが民法419条第1項に定められているところ、それ以上の損害賠償請求はできないと解されます（最高裁判所昭和48年10月11日）。

- (3) 貴社利用規約のうちの前記条項は、消費者が売買代金を支払わない場合、すなわち、貴社が契約に基づき金銭給付を求める場面においても、貴社が依頼した弁護士の費用負担を消費者に求めるものですが、上記

(2) 記載のとおり、消費者には貴社が依頼した弁護士費用を負担すべき法律上の原因がなく、貴社は民法419条1項に基づく損害以上の損害賠償請求をなし得ないのですから、法令中の公の秩序に関しない規定

の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であると言えます。

また、貴社利用規約は、弁護士報酬規定に基づき費用を請求するとしていますが、消費者には弁護士報酬規定が明らかではなく、不測の損害を被る可能性があるものであり、当該条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

(4) したがって、本件利用規約のうち前記条項は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

第4 最終確認画面の表示

1 申入れの趣旨

下記の表示媒体において、下記の対象となる商品につき、下記の対象となる表示を行うことを停止するよう、申し入れます。

(表示媒体)

貴社通販サイト

(対象となる商品)

ブライトエイジホワイト

(対象となる表示)

注文内容欄に初回金額のみを記載し、2回目以降の金額・数量につき、「ご注文とご利用規約について」に記載すること

2 申入れの理由

(1) 特定商取引法では、購入時の最終確認画面において、「分量」及び「販売価格または役務の対価」など同法第11条各号に掲げる全ての表示すべき事項の表示（以下、「表示事項」と言います。）が義務付けられており、申込書面又は最終確認画面に表示事項を表示しないと同項に違反することになります（第12条の6第1項）。

また、同法では、購入時の最終確認画面において、表示事項につき、人を誤認させるような表示をすることが禁止されています（第12条の6第2項2号）。

上記商品の「分量」には販売する商品等の態様に応じてその数量、回数、期間等を消費者が認識しやすい形式で表示する必要があり、また、定期購入契約においては、各回に引き渡す商品の数量のほか、当該契約に基づいて引き渡される商品の総分量が把握できるよう、引き渡しの回数も表示する必要があります。

また、「販売価格または役務の対価」につき、定期購入契約においては、各回の代金のほか、消費者が支払うこととなる代金の総額を明確に表示しなければならず、各回の代金については、例えば、初回と2回目以降の代金が異なるような場合には、初回の代金と対比して2回目以降の代金も明確に表示しなければなりません。そして、サブスクリプションにおいて見受けられるような、無償又は割引価格で利用できる期間を経て当該期間経過後に有償又は通常価格の契約内容に自動的に移行するような場合には、有償契約又は通常価格への移行時期及びその支払うこととなる金額が明確に把握できるようにあらかじめ表示する必要があります（消費者庁 通信販売の申込み段階における

表示についてのガイドライン)。

(2) 貴社通信販売サイトの最終確認画面

貴社通信販売サイトで広告がなされている当該商品の売買契約は、消費者が解約を申し出るまで定期的に商品の引き渡しが行なわれる無期限の定期購入契約に該当しますが、別紙最終確認画面の「◆ご注文内容◆」の部分には、初回1袋1800円の記載しかありません。「◆配送方法◆」の部分には、【定期コース】60日コース(2回目のみ30日後にお届け)との記載がありますが、2回目以降の金額の記載はありません。2回目以降の金額は、「◆ご注文とご利用規約について◆」の欄に記載がありますが、消費者がスクロールして内容を確認しなければ表示されないうえ、文字が詰まっていることから2回目以降は、購入数量が「2袋」に変更されることについて消費者が認識できないおそれがあります。

以上のような上記対象となる表示では、上記対象となる商品については、初回のみ1袋1800円(税込み1980円)であり、2回目以降は2袋ごとの販売であって、1回あたり8,712円(税込)の代金が発生にも拘わらず、消費者においては、2回目以降も1袋ごとの購入であるとか、初回と同程度の金額の購入であると誤認するおそれがあります。

したがって、貴社の上記対象となる表示は、商品の分量や販売価格につき人を誤認させるような表示(特商法12条の6第2項2号、12条の6第1項第1号、2号、11条1号)にあたり得ます。

(3) 以上から、特定商取引法５８の１９第３号ロに基づき、上記対象となる表示の停止を申入れます。

以上

17:25

21%

<https://brightage.jp/stc/campaign/wlp/ca/...>



別紙



ブライトエイジホワイト
お申込みはこちらから！



あと1問

◆注文内容◆

商品名：【定期便】ブライトエイジ ホワイト
(124錠) 初回1袋
数 量：1
金 額：1,800円

消費税：180円
送 料：0円

合 計：1,980円(税込)

◆お客様情報◆

【お名前】

【住所】

【電話番号】

【メールアドレス】

◆配送方法◆

【定期コース】60日コース（2回目のみ30日後に
お届け）

【お届け時間】指定なし

◆お支払い方法◆

コンビニ・郵便振込（後払い）

修正が必要な場合は、各項目に亘り修正してください





ブライトエイジホワイト
お申込みはこちらから！



あと1問

◆配送方法◆

【定期コース】60日コース（2回目のみ30日後にお届け）

【お届け時間】指定なし

◆お支払い方法◆

コンビニ・郵便振込（後払い）

修正が必要な場合は、各項目に戻り修正してください。

◆ご注文とご利用規約について◆

■お届けについて

定期コースは、解約のお手続きをいただくまで定期的に商品をお届けするコースです。各回のお届け内容等は、以下をご覧ください。

【初回】ブライトエイジ ホワイト（1袋124錠）×1袋、2WAY飲み忘れ防止ポケット

（特別価格1,980円（税込）をご注文から1週間程度でお届け）

【2回目】ブライトエイジ ホワイト（1袋124錠）×1袋

個人情報の取扱いについて

第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社（以下「当社」）が提供するサイトでは、登録のお客様の個人情報を（個人を特定できる情報）の取り扱





ブライトエイジホワイト
お申込みはこちらから！



あと1問

【初回】ブライトエイジ ホワイト（1袋124錠）×1袋、2WAY飲み忘れ防止ポケット
（特別価格1,980円（税込）をご注文から1週間程度でお届け）

【2回目】ブライトエイジ ホワイト（1袋124錠）

個人情報の取扱いについて

第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社（以下「当社」）が提供するサイトでは、登録のお客様の個人情報（個人を特定できる情報）の取り扱いについて細心の注意を払い、以下の考え方に基づいて、管理・運営いたします。

1. 個人情報の利用目的

通販事業における商品の発送、関連するアフ

☐

「ご注文とご利用規約について」、
「個人情報の取扱いについて」を確認しまし
た※必須

上記同意して注文する

